

2 練福介第 615 号  
令和 2 年 4 月 28 日

区内通所系サービス事業所  
区内介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）事業所  
区内居宅介護支援事業所 管理者 各位

練馬区高齢施策担当部  
高齢社会対策課長 浜崎 省吾  
(公印省略)  
介護保険課長 風間 康子  
(公印省略)

休業要請等を受けて通所系サービス事業所が居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、サービスを提供した場合の臨時的取扱いについて(通知)

標記の件について、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」第 1 報から第9報までを踏まえ、通所系サービス事業所および区内介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）事業所において、新型コロナウイルス感染症に関連する理由により通常のサービス提供が不可能であり、緊急的な対応として利用者の居宅への訪問によるサービス提供を実施する場合について問合せが多いことから、別紙のとおり整理しましたのでご対応よろしくお願いたします。

各事業所においては、適切な感染防止対策を講じ、利用者と従業員の健康、安全を図りながら、利用者の孤独を防ぎ、利用者が心身の健康を保ち生活が継続できるよう、サービス提供をお願いいたします。

※本通知は、休業を要請するものではありません。「緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所の対応について」(令和 2 年4月 10 日付2練福介第 274 号)のとおり、適切な感染防止対策を前提として、利用者やご家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いいたします。

※本通知は現時点での解釈となります。介護保険最新情報等情報の更新に注視してください。

※本通知の内容は練馬区の解釈であるため、利用者が他区市町村の被保険者である場合は各保険者に確認すべきであることを念のため申し添えます。

※本通知の元となる介護保険最新情報等は下記練馬区ホームページに掲載されています。

(練馬区ホームページ)

トップページ>保健・福祉>介護保険事業者向け>社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/jigyo/shingatakorona.html>

また、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」について、まとめたページが厚生労働省 HP 上に掲載されています。

〔担当〕

練馬区高齢施策担当部

(介護予防・生活支援サービス事業)	高齢社会対策課介護予防生活支援サービス係	電話 03-5984-4596
(運営・ケアマネジメント)	介護保険課事業者運営推進係	電話 03-5984-4589
(給付)	介護保険課給付係	電話 03-5984-4591